

 神奈川県

<http://www.pref.kanagawa.jp/>

令和7年度 廃棄物自主管理事業説明会 行政情報

- 1 神奈川県循環型社会づくり計画について
- 2 県のプラごみ対策について
- 3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について
- 4 食品ロス対策について
- 5 最近の国の動き
- 6 その他（県からのお知らせ）

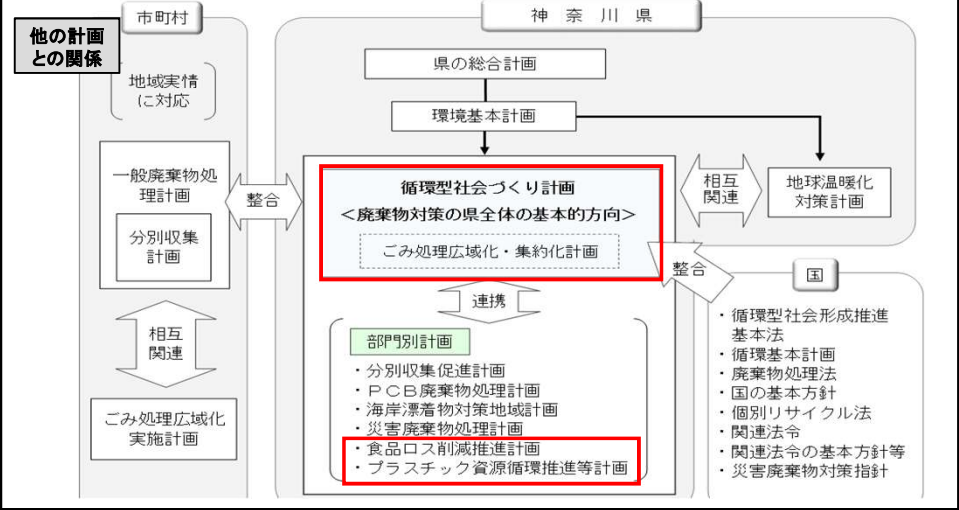
Kanagawa Prefectural Government令和7年5月14日 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

1 神奈川県循環型社会づくり計画について

1 神奈川県循環型社会づくり計画について

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画の改定(令和6年3月)

「神奈川県循環型社会づくり計画」
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画 ⇒ 2023(令和5)年度に全面的な改定



1 神奈川県循環型社会づくり計画について

【改定計画の概要】

○ 計画期間 : 2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間

○ 基本理念(本県の目指す姿) : **廃棄物ゼロ社会**

【計画目標】

目標1 2030年度の生活系ごみ1人1日当たりの排出量: **608g/人・日**

目標2 2030年度の産業廃棄物の排出量 : **1,826万トン**

目標3 2030年度の一般廃棄物の再生利用率 : **28%**

目標4 2030年度の産業廃棄物の最終処分量 : **263千トン**

目標5 不法投棄等残存量 : **前年度より減少**

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状

(2) 「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」について

(3) 各種取組について

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状(事業系 その1)

① 令和2年度産業廃棄物総合実態調査※(令和元年度実績)における廃プラスチック類の排出・処理状況

※県内 14,564 事業所へのアンケート調査

業種	排出量(t)	再生利用量(t)	再生利用率(%)
農業	98	66	66.9
漁業	214	24	11.4
鉱業	257	0	0.0
建設業	① 68,484	53,984	78.8
製造業	139,463	90,458	64.9
電気・ガス・熱供給・水道業	492	263	53.5
運輸・通信業	26,166	13,570	51.9
卸・小売業	35,511	28,037	79.0
サービス業	25,423	10,780	42.4
合計	296,108	197,182	② 66.6

※ 再生利用量は、中間処理後に有償売却等した量

① 製造業、建設業で排出量全体の7割近くを占める

② 再生利用率は67%で向上の余地あり

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状(事業系 その2 多量排出事業者)

②多量排出事業者の業種別廃プラスチック有効利用量等

	R1 年度					R2 年度				
	事業 所数	排出量 (t)	有効 利用量 (t)	有効利用率(%)		事業 所数	排出量 (t)	有効 利用量 (t)	有効利用率(%)	
					熱回収 による					熱回収 による
建設業	372	37,038	29,383	79.3	3.9	396	36,903	26,495	71.8	1.3
製造業	128	36,732	33,364	90.8	14.7	142	37,195	34,501	92.8	14.3
電気・ ガス・ 熱供 給・水 道業	25	451	435	96.6	0.0	27	143	131	91.3	0.0
運輸・ 通信業	4	156	156	100.0	0.0	3	142	142	100.0	0.0
サービ ス業	9	3,062	1,595	52.1	13.2	10	3,186	2,110	66.2	0.0
合計	538	77,439	64,933	83.9	9.4	578	77,568	63,379	81.7	7.5

※ 有効利用量は、中間処理委託したものについては中間処理委託量を合算。また、焼却処理において熱回収している場合には有効利用量として計上。

①多量排出業者の有効利用率は、全体の再生利用率(小規模事業者も含む)より高い

2 県のプラごみ対策について

(1) 県内のプラごみの現状(計画の進捗状況)

【県プラスチック資源循環推進等計画の進捗状況】

産業廃棄物

(多量排出事業者が排出する廃プラスチック類に係る項目)

年度		2020	2021	2022
		(実績)	(実績)	(実績)
排出量		77,568t	74,882t	76,755t
有効利用量		63,379t	64,917t	66,354t
有効 利 用 率	目標			
	実績	81.7%	86.7%	86.4%
	熱回収 による	7.5%	5.9%	8.8%

※プラごみゼロ宣言目標年(2030年度)の目標
産業廃棄物(廃プラスチック類)の有効利用率:100%

県HP：神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の進行管理

2 県のプラごみ対策について

(2)「プラスチック資源循環推進等計画」の策定(令和5年3月)

○平成30年9月…「**かながわプラごみゼロ宣言**」
⇒2030までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指す

○令和2年3月…「**かながわプラごみゼロ宣言
アクションプログラム**」(具体の行動計画)を策定
⇒化石資源を原料としたプラの資源循環は、
温暖化対策の観点からも重要性が認識



計画期間: R2.3~R5.3



○令和5年3月…「**神奈川県プラスチック資源循環
推進等計画**」を策定
⇒プラスチックの資源循環をより一層推進するため



計画期間: R5.4~R10.3

2 県のプラごみ対策について

(2)「プラスチック資源循環推進等計画」における基本的な方針

○「**かながわプラごみゼロ宣言**」
の実現を目指す

<推進方策の体系>

1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

○県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、
「**プラスチックの3R+**
Renewable」の取組を進める

2 プラスチックの再生利用等の促進

- (1) ペットボトルの水平リサイクルの推進
- (2) プラスチックごみの分別収集、再資源化の促進
- (3) 再生利用が困難なプラスチックへの対応

○取組においては、**排出抑制を最優先**、そのうえで再使用、再生利用を進める

3 クリーン活動の拡大等

- (1) クリーン活動の拡大等
- (2) 不法投棄対策の推進

○再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用する。

4 普及啓発・環境教育

●事業者の役割

- ・プラスチックの使用の合理化に努める
- ・関係法令に基づき適正処理し、再資源化等に努める。
- ・製造・販売事業者等は自主回収・再資源化に取り組む。

2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ①神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会

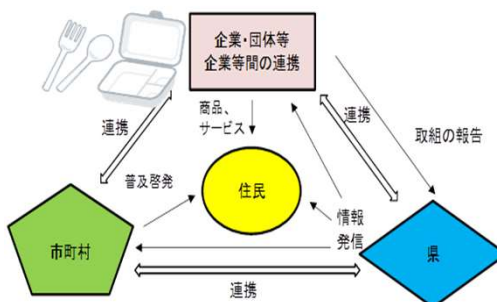
- 平成21年から「神奈川県レジ袋削減実行委員会」により、市町村、事業者、消費者団体等と連携し、レジ袋削減に取り組んできた。
- 2020年7月に「**神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会**」に改組。各構成員が連携・協力し、ワンウェイプラの削減・代替製品への転換等によるプラごみの削減を推進

	企業等	商店街	団体等	自治体	計
構成員数	59	19	43	33	154

構成員（令和7年3月末現在）

【取組事例】

- ストローの配付中止、バイオマス素材への転換等
- トレイのバイオマス素材化、回収リサイクル等
- 発泡スチロールの削減
- スプーン、フォーク等の素材変更等



2 県のプラごみ対策について

(3) 各種取組 ②プラごみゼロ宣言賛同企業等

プラごみゼロに向けた取組の輪を広め、その取組を広く紹介するため、プラごみゼロ宣言賛同企業等を募集

【募集対象】 次の要件を満たす企業・団体・学校

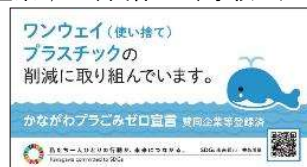
- ① 「かながわプラごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、プラごみゼロに向けた取組みをしている、又は実行する

- ② 神奈川県内で、事業活動を行っている

【募集期間】 随時募集中

令和7年3月末現在の登録数

…2,231者(企業2,094、団体125、学校12)



取組内容掲示用ステッカー



応募はこちらから (e-kanagawa電子申請が使えるようになりました！)

⇒ https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86692



2 県のプラごみ対策について

(3)各種取組 ③ペットボトルの水平リサイクル(BtoB)の推進
ペットボトルは、分別回収しやすく、ボトルからボトルへの「水平リサイクル」が可能。この取組は、資源循環と温室効果ガスの削減の双方に資するもの

【課題】

- ・適切な分別の実施
- ・リサイクルボックスへの異物の混入防止
- ・消費者の協力、排出者の積極的な取組
- ・水平リサイクルに対応できる廃棄物処理業者の情報へのアクセス

オフィス等 ⇒ 分別の向上の取組



屋外自販機等 ⇒ 異物混入防止の取組
※回収物の3割以上を異物が占めることがあり、リサイクルの阻害要因となっている

【ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について】

水平リサイクルに対応可能な処理業者の情報をホームページに掲載。

// ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者（令和6年10月30日時点）

ペットボトル水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者の情報を掲載しています。排出する使用済みペットボトルの水平リサイクルを希望される排出事業者の皆様は、これらの処理業者にご相談ください。なお、家庭から排出され、一般廃棄物として市町村が回収するペットボトルについては対象外です。以下のリンクをクリックすると処理業者の連絡先等の詳細情報が確認できます。

業者一覧（エクセル：19KB）
業者一覧（PDF：218KB）

事業者名 (50音順)	対応可能な 回収エリア	排出荷姿・その他条件等
1ページ目 2ページ目 3ページ目 4ページ目 5ページ目 6ページ目 7ページ目 8ページ目 9ページ目 10ページ目 11ページ目 12ページ目 13ページ目 14ページ目 15ページ目 16ページ目 17ページ目 18ページ目 19ページ目 20ページ目 21ページ目 22ページ目 23ページ目 24ページ目 25ページ目 26ページ目 27ページ目 28ページ目 29ページ目 30ページ目 31ページ目 32ページ目 33ページ目 34ページ目 35ページ目 36ページ目 37ページ目 38ページ目 39ページ目 40ページ目 41ページ目 42ページ目 43ページ目 44ページ目 45ページ目 46ページ目 47ページ目 48ページ目 49ページ目 50ページ目		

15社の情報を掲載中

県HP「ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#btob>

2 県のプラごみ対策について

(3)各種取組 ④LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」
LINE公式アカウントを2022年3月～開始

【主な配信内容】

- ・クリーン活動の開催情報
- ・イベント（フォーラムや展示等）の開催情報
- ・企業等と連携したプラスチック削減の取組事例
- ・プラスチックごみ削減に関する最新動向

皆さまのご利用をお待ちしております。従業員の方々への周知についても、ご協力をお願いします。

・IDで検索

LINEアプリ「ホーム」の検索窓で、LINE IDを検索してください。

@kanagawa-gomizero

・QRコードから



2 県のプラごみ対策について

(3)各種取組 ⑤オンラインフォーラム

神奈川県
ワンウェイプラ削減
オンライン
フォーラム

実施日時
令和7年1月29日(水)
13時～14時45分 Zoomによるオンライン開催

参加
無料
事前
申込制

内容 ワンウェイ(使い捨て)プラ削減の
取組事例発表(予定)
登壇者 川崎市 環境部 資源循環課 資源循環課長 佐藤 健一
株式会社へんそ 代表取締役 佐藤 健一
生活協同組合(マルシェ) 代表取締役 佐藤 健一
3名1名発表形式

サステナブル・エコノミーの
実現に向け、
ワンウェイプラ削減の輪を
広げよう!!

参加申込方法 Web申込フォームからお申込みください。
https://dshinsei.e-kkanagawa.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85545

申込期限: 令和7年1月15日(水)

問合せ先 神奈川県環境政策推進部資源循環課 資源循環課長 佐藤 健一
電話 045-210-4147

ゼロ宣言

動画はこちらから⇒



神奈川県
かながわクリーンアクティブ・
オンラインフォーラム

ポランディア運動がしたい!
マイクロプラスチック問題が気になる!

令和7年1月29日(水)
15時15分～17時
Zoomによるオンライン開催

参加
無料
事前
申込制

第1部 各クリーン活動実践団体の活動紹介
■捨てないことが、一番のゴミ拾い。～日本で唯一の海洋美化専門の団体～
公益財団法人かながわ海洋美化財団
■海のなない山梨から発信! プラごみ削減
桂川・相模川流域協議会(登山型マイクロプラスチック削減プロジェクト)
■目指せ! 日本一楽しいゴミ拾い!
NPO法人海さくら
■JAMSTECが挑む海ごみ問題～海洋プラスチックは誰だらけ～
国立研究開発法人海洋研究開発機構

第2部 パネルディスカッション

参加申込 Web
https://dshinsei.e-kkanagawa.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86286
申込期限: 令和7年1月15日(水)

問合せ先 神奈川県環境政策推進部資源循環課 資源循環課長 佐藤 健一
電話 045-210-4151

ゼロ宣言

動画はこちらから⇒



3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者
の努力義務について

- (1)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
- (2)排出事業者の「判断基準」の概要

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(1)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

- ・令和3年6月公布、令和4年4月施行
- ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における、プラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講ずる。

【排出事業者の努力義務】

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、「**判断基準**」に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組む。(法4条、法44～4条)

【**判断基準**とは？】

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置

※「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き(2022.3)」参照(全43ページ)

国の特設ウェブサイトでダウンロード可能

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(2) 排出事業者の「判断基準」の概要 ①～⑨

①排出抑制・再資源化等の実施の原則

- ・3Rの優先順位に従うこと(発生抑制>再使用>再生利用>熱回収>その他)
- ・適切に分別して排出すること

②排出の抑制に当たって講ずる措置

- ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックの活用、端材の発生抑制
- ・流通・販売過程での包装材の簡素化や紙素材への転換
- ・プラスチック使用製品の長期間使用、過剰な使用の抑制、部品の薄肉化など

③再資源化等に当たって講ずる措置

- ・リチウムイオン電池を含む機器やガスライター等の混入防止
 - ・熱回収を行う場合は固形燃料化を行うなど効率の高い熱回収の実施
- 【参考】環境省HP「廃棄物熱回収設置者認定制度」で認定業者の熱回収率を公開

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(2) 排出事業者の「判断基準」の概要

④ 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等

- ・「多量排出事業者※」は、排出抑制・再資源化等の目標を定め、計画的な取組を進めるとともに、
- ・毎年度、前年度のプラスチック使用製品廃棄物等の排出量と、目標の達成状況をHP等で公表するよう努めること

※多量排出事業者：排出事業者のうち、前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上である排出事業者（排出量の計算は事業者単位）

＜国の手引きに記載された公表内容の例＞



3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(2) 排出事業者の「判断基準」の概要

⑤ 排出事業者の情報の提供

- ・再資源化等を委託する者に、分別状況、含有する可能性のある物質、プラスチックの種類(PE,PP,PVC等)など必要な情報を提供すること
- ・毎年度、前年度のプラスチック使用製品廃棄物等の排出量と、排出の抑制・再資源化の状況をHP等で公表するよう努めること

⑥ フランチャイズにおける本部事業者と加盟社の連携・協力(略)

⑦ 従業員への教育訓練

- ・プラスチック製品の過剰な使用の抑制、分別排出等の教育訓練を行うこと

⑧ 実施状況の把握・管理体制の整備

- ・排出量削減、再資源化の状況を把握し、記録すること
- ・事業所毎に責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと

⑨ 関係者との連携

- ・関係者との連携、必要に応じた取引先への協力要請 等

3 プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の努力義務について

(2) 排出事業者の「判断基準」の概要

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。



※1 小規模企業者等を除く

※1 対象から除かれる「小規模企業者等」の要件

- ・従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う個人・会社・組合等
- ・従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等

4 食品ロス対策について

- (1) 「神奈川県食品ロス削減計画」
- (2) てまえどり、食べきり、持ち帰り 等
- (3) フードバンク・フードドライブについて

3 食品ロス対策について

(1)「神奈川県食品ロス削減推進計画」(令和4年3月策定)

- 食料廃棄の削減は、[SDGsのターゲット](#)の1つ
- 世界では8億人が飢餓・栄養不足の状態
日本の食料自給率は37% (2020)
⇒食料資源の過剰利用の抑制は喫緊の課題
- 食品生産、流通、廃棄の各過程でCO₂が排出
⇒温暖化防止の面からも食品ロスの削減が必要
- 国は、令和元年に「食品ロス削減推進法」施行
・・・2000年度比で2030年度までに、食品ロス量を半減させる目標を掲げ、
[国民運動として食品ロス削減を推進](#)

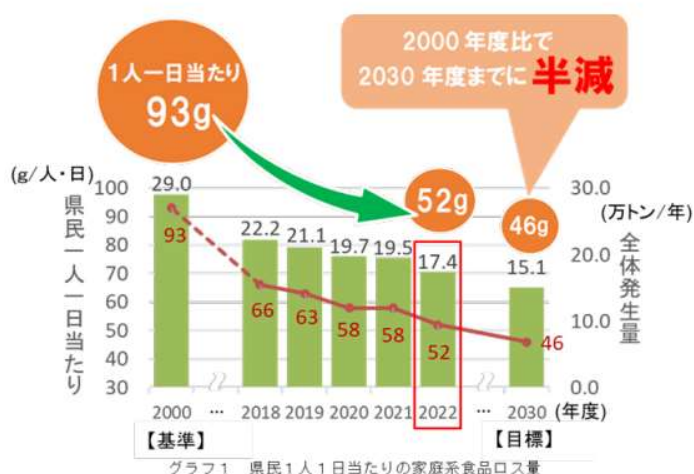


法に基づく都道府県の食品ロス削減計画として、
「[神奈川県食品ロス削減推進計画](#)」を策定

3 食品ロス対策について

(1)「神奈川県食品ロス削減推進計画」

神奈川県食品ロス削減推進計画に係る目標の達成状況(家庭系)



3 食品ロス対策について

(1)「神奈川県食品ロス削減推進計画」

神奈川県食品ロス削減推進計画に係る目標の達成状況(事業系)



グラフ3 事業系食品ロス発生量の推移

全ての県民、事業者が自分事として食品ロスの削減に取り組む必要がある

3 食品ロス対策について

(2)てまえどり、食べきり、持ち帰り等

県内のコンビニ・スーパーと連携して
キャンペーンを実施中

外食時、みんなでおいしく「食べきり」作戦



外食時には、
①適量注文
②食べきりの声かけ
③最後に作ろう食べきりタイム

3 食品ロス対策について

(3)フードバンク・フードドライブについて

「フードバンク活動」とは・・・

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動

⇒ 「食品ロスの削減」と、「生活に困っている人への支援」という2つの意義があり、
「誰一人取り残さない社会」の実現というSDGsの理念にもつながる

「フードドライブ活動」とは・・・

学校や職場、グループ等、様々な機関・団体が拠点となり未利用食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動

⇒ 県内では、食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者等への支援として、NPOや市町村等を中心にフードドライブ活動が行われている。

※ 冷凍・冷蔵食品のフードドライブ(フローズンネットワーク)について
…県内の中核的フードバンクと県が連携し、食品会社から寄附された冷凍・冷蔵のロス食品を、食品配布拠点を通じて、県内の子ども食堂等に提供

5 最近の国の動き

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

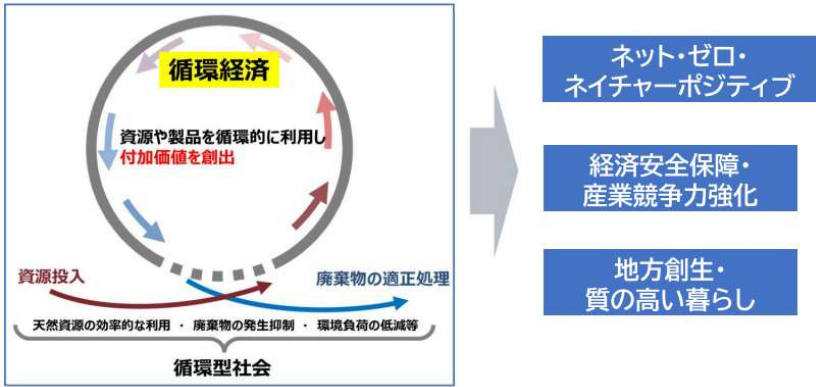
(2) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（高度化法）

5 最近の国の動き

(1)「第五次循環型社会形成推進基本計画」(R6年8月2日)

～ 循環経済を国家戦略に ～

- ・持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー:CE)への移行を推進することが鍵



環境省HP：第五次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）より

5 最近の国の動き

(2)資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(高度化法)について(R6年3月閣議決定、R6.5月公布)

- ・処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表
- ・高度化に係る認定制度の創設(手続きの特例を設ける)

基本方針の策定

- ・再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取り組を進めていく必要があることから、環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。

再資源化の促進(底上げ)

- ・再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表

再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進(引き上げ)

- ・再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の各種の特例を設ける。

※認定の類型(イメージ)

- <①事業形態の高度化>
- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進



- <②分離・回収技術の高度化>
- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



- <③再資源化工程の高度化>
- 温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進



脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

環境省HP：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要 より

その他（県からのお知らせ）

- （１）排出事業者責任について
- （２）低濃度PCB補助制度
- （３）実態調査について

おわりに（県からのお知らせ）

（１）排出事業者責任について

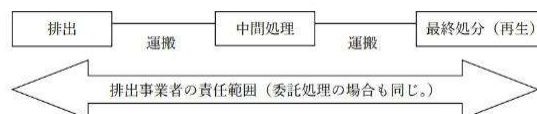
事業者は、自動活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- ①**廃棄物の分別**（産業廃棄物と一般廃棄物）
品目ごとに正しく分別すること

- ②**処理業者との契約**
許可業者と事前に書面で契約すること。（収集運搬、処分業者それぞれ契約）

- ③**マニフェストの交付**
廃棄物の種類ごと、搬出先ごとに交付すること

※処理責任は排出事業者にあり、排出事業者は、処理の状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（法12条7項）



おわりに(県からのお知らせ)

(2) 低濃度PCBの補助制度について(R7年4月～)

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに適正処理されなければならなりません。R7年4月から助成制度ができました。

中小企業(個人事業主を含む)の
低濃度PCB廃棄物の
適正処理を支援します

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。

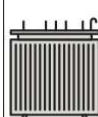


分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。

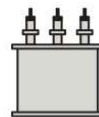


詳細は裏面へ!

低濃度PCB廃棄物の例 /



変圧器



コンデンサー



低圧コンデンサー

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください!

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL : 098-995-7100

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時(祝日年末年始を除く。)

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

おわりに(県からのお知らせ)

(3) 神奈川県産業廃棄物総合実態調査について

【目的】

県内の廃棄物の発生及び処理状況等を把握し、廃棄物行政の施策の検討に資するとともに神奈川県循環型社会づくり計画の策定等に活用すること

【これまでの実施年度】

昭和56年度以降合計8回(S63年度、H6年度、H11年度、H16年度、H19年度、H22年度、R2年度)

※今年度、調査を実施します!

業種によっては全数又は標本抽出により、調査を行いますので、ご協力をお願いします。

